

医療保険制度における妊産婦等の支援の現状について

厚生労働省 保険局保険課・医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

出産育児一時金について

- 出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。
- 出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定。
- 令和5年4月から室料差額等を除いた全施設の平均出産費用等を勘案して定めており、原則50万円（本人支給分48.8万円＋産科医療補償制度の掛金分1.2万円）を支給。

<支給件数・支給額（令和3年度※1）> （出典：「医療保険に関する基礎資料」）

	支給件数（万件）	支給額（億円）	財源構成
健康保険組合	28	1,160	保険料（10/10）
協会けんぽ	36	1,529	保険料（10/10）
共済組合	12	496	保険料（10/10）
市町村国保	7	301	保険料（1/3） 地方交付税（2/3）
国保組合	2	88	保険料（3/4相当） 国庫補助（1/4相当）（※2）
計	85	3,574	

※1 支給額は原則42万円。 ※2 全国土木建築国保組合を除く。

出産育児一時金の経緯

平成6年10月～ 出産育児一時金の創設（支給額30万円）

- 「分娩」という保険事故に対する一時金である「分娩費（標準報酬月額半額相当（最低保障額24万円））」と「育児手当金（2千円）」を廃止し、出産前後の諸費用の家計負担が軽減されるよう、出産育児一時金を創設。
- 支給額の考え方：分娩介助料（国立病院の平均分娩料26.4万円（H5））、出産前後の健診費用（2.7万円）、育児に伴う初期費用等を総合的に勘案して、30万円に設定された。

平成12年医療保険制度改革 30万円を据え置き

- 平成12年医療保険制度改革に際して、平成9年の国立病院の平均分娩料が30万円、健診費用が3.6万円であったが、引き上げた場合の保険財政への影響を勘案して、出産育児一時金は分娩料のみを補填するものと位置づけ、引き上げを行わなかった。

平成18年10月～ 35万円に引き上げ

- 支給額の考え方：国立病院機構等における平均分娩料34.6万円（H17.3）

平成20年4月～ 後期高齢者医療制度の創設に伴う負担の仕組みの変更

- 後期高齢者医療制度の創設に伴い、全世代が負担する仕組みから75歳未満の者のみで負担する仕組みに転換

平成21年1月～ 原則38万円に引き上げ

- 支給額に産科医療補償制度の掛金分3万円上乗せ

平成21年10月～ 原則42万円に引き上げ（平成23年3月までの暫定措置）

- 支給額の考え方：全施設の平均出産費用約39万円（H19.9）※差額ベッド代、特別食、産後の美容サービス等は対象外
- 出産育児一時金の直接支払制度を導入

平成23年4月～ 原則42万円を恒久化

平成27年1月～ 原則42万円（本人分39万円→40.4万円に引上げ）

- 産科医療補償制度の掛金を3万円から1.6万円に引き下げ
- 支給額の考え方：公的病院の平均出産費用40.6万円（平成24年度）※室料差額、その他（祝膳等）、産科医療補償制度の掛金は除く

令和4年1月～ 原則42万円（本人分40.4万円→40.8万円に引上げ）

- 産科医療補償制度の掛金を1.6万円から1.2万円に引き下げ

令和5年4月～ 原則50万円（本人分40.8万円→48.8万円に引上げ）

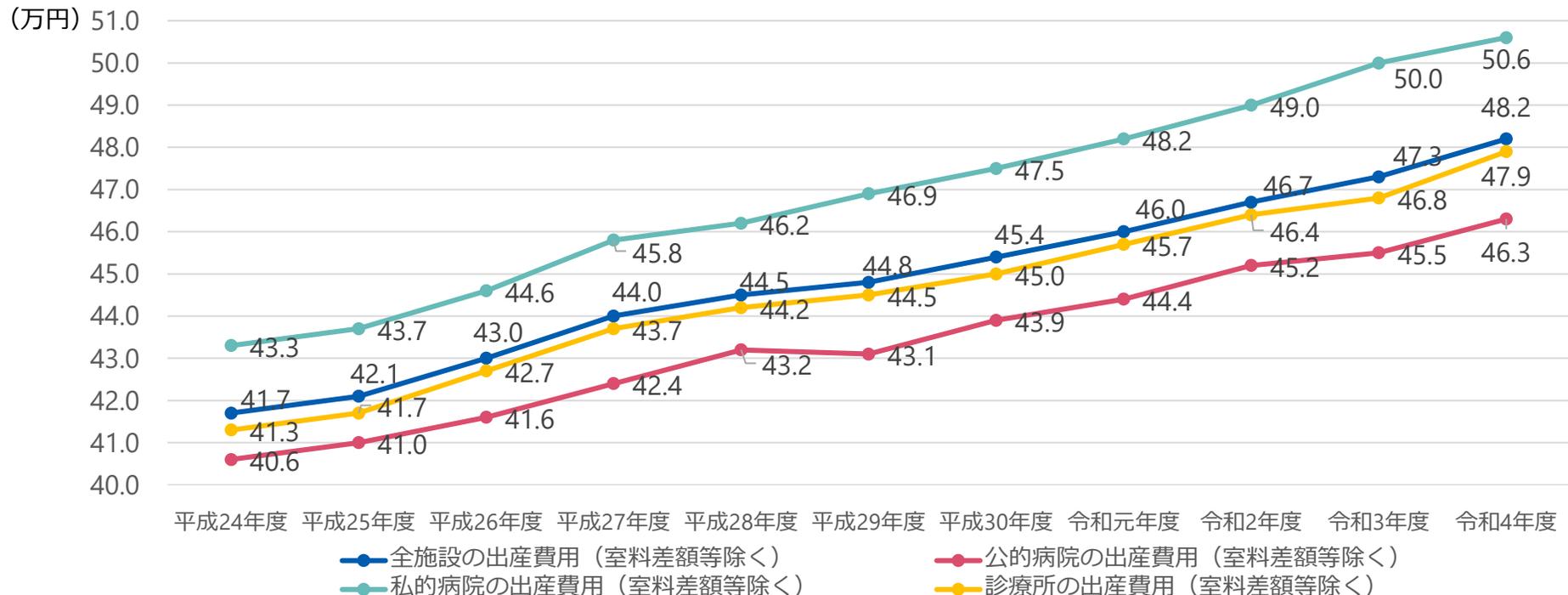
- 支給額の考え方：全施設の平均出産費用約48万円（令和4年度の推計額）※室料差額、その他（祝膳等）、産科医療補償制度の掛金は除く

出産育児一時金の引上げ額について

- 出産育児一時金の額については、前回の引き上げ時は、「公的病院」の平均出産費用を勘案し、設定。
- 出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるような観点から、
 - ・「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、
 - ・近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する。
- 以上より、48.0万円（令和4年度の全施設平均出産費用の推計額（※））+ 1.2万円（産科医療補償制度の掛金）= 49.2万円となるため、出産育児一時金の額は、令和5年4月から、全国一律で、**50万円**とする。

※「全施設」の平均出産費用は、ここ10年、毎年平均で1.4%上昇しており、令和4年度の平均出産費用を48.0万円と推計。

<参考：出産費用（正常分娩）の推移>



（データ）厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。



あなたに
あった

出産施設を「出産ナビ」 探せるサイト

- 2024年5月30日公開 -



<https://www.mhlw.go.jp/stf/birth-navi/>

妊婦の方々が、費用やサービスを踏まえて適切に出産施設を選択できる環境を整備するため、
全国の出産施設に関する情報の提供を行うWebサイトを厚生労働省が開設・運営します。

掲載内容

出産施設ごとの特色・サービスの内容等に関する情報と、
出産費用等に関する情報を併せて公表します。

(施設の概要)

施設種別、病床数、年間の分娩取扱件数、専門職の人数など

(サービスの内容)

助産師外来、院内助産、産後ケア、無痛分娩の有無など

(費用等の情報)

平均入院日数、出産費用の平均額など

掲載施設数

全国2,043施設の情報を掲載（運用開始時点）

※年間分娩取扱件数が21件以上の施設の約96%に加え、
20件以下の施設も任意で情報掲載



トップページから、エリアや
条件を指定して出産施設の
検索を行えます。

条件に該当する出産施設の
一覧が表示されます。

5件の検索結果



東京都文京区

特徴 個室あり | 希望による無痛分娩可 | 立会出産可

施設詳細情報	
施設の種類	産後ケア
施設の種類 (2024年3月1日時点)	
種別	母子への医療を主とする施設
産後ケアセンターの設置	産後ケアセンターあり
NICU確保数	●有
産科外来数	●有
入院可能ベッド数	●有
産科区域の指定	産科区域の指定がある
専門職数 (2023年10月1日時点)	
産科医師数	4人



東京都文京区

特徴 希望による無痛分娩可

それぞれの施設の詳細情報が
個別ページで表示されます。

出産に関する支援等の更なる強化の検討について

「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」(抄)
(令和5年12月22日 閣議決定)

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(2) 出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ(42万円→50万円)及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するなど、妊婦の経済的負担の軽減を推進するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。出産費用の見える化については、本年夏にかけて有識者による検討において公表項目等の整理を行ったところであり、今後、医療機関等の協力を得て、必要な情報の収集やウェブサイトの立ち上げを行う。**その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。**あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

※下線・太字は事務局によるもの

出産に関する支援等の更なる強化の検討について

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抄）
（令和6年6月21日 閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・こども政策

（加速化プランの着実な実施）

若い世代の所得の増加と社会全体の構造・意識の変革、全てのこども・子育て世帯への切れ目ない支援の観点から、改正子ども・子育て支援法等を始めとして、加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実施する。具体的には、経済的支援の強化（児童手当の本年10月分からの抜本的な拡充、**出産等の経済的負担の軽減**、高等教育費の負担軽減、住宅支援の強化等）、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（伴走型相談支援、保育士等の処遇改善、保育士配置基準の改善、こども誰でも通園制度、放課後児童対策、多様な支援ニーズへの対応等）、共働き・共育での推進（2025年度からの出生後休業支援給付や育児時短就業給付の創設等）に取り組む。これらの財源として、改革工程に基づく徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに2026年度から子ども・子育て支援金制度を導入することとし、必要な環境整備等を進める。あわせて、官民が連携して、社会全体でこども・子育て世帯を支える意識を醸成する取組を「車の両輪」として進める。

※下線・太字は事務局によるもの

参考資料



出産費用の状況（費目別）

全施設・正常分娩

	入院料	分娩料	新生児管理 保育料	検査・薬剤 料	処置・手当 料	室料差額 (A)	産科医療補 償制度(B)	その他(C)	妊婦合計 負担額	妊婦合計 負担額 (A)~(C) 控除後
平成24年度	110,112	230,920	50,445	11,915	13,336	14,653	29,672	25,324	486,377	416,728
令和4年度	118,326	282,424	50,052	14,739	16,753	17,441	11,820	34,242	545,797	482,294
増加率	107%	122%	99%	124%	126%	119%	40%	135%	112%	116%

※厚生労働省保険局において集計。

各費目の詳細（直接支払制度の専用請求書記載項目）

- ・入院料…妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。
- ・分娩料…正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならなかった場合）時の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料。
- ・新生児管理保育料…新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用を含める。
新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ・検査・薬剤料…妊婦（産褥期も含む）に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ・処置・手当料…妊婦（産褥期も含む）に係る医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ・室料差額…妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- ・産科医療補償制度…産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- ・その他…文書料、材料費及び医療外費用（お祝い膳等）等、上記の7項目に含まれない費用をいう。
- ・妊婦合計負担額 … 直接支払制度の利用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。
上記項目の合計に一致する。

全施設の出産費用の状況（都道府県別）

○都道府県別では、東京都が最も高く、熊本県が最も低かった。

全施設・正常分娩 都道府県別出産費用（令和4年度）

(単位：円)	平均値	中央値			
全国	482,294	470,650	三重県	450,534	449,755
北海道	424,520	425,984	滋賀県	444,763	446,910
青森県	394,927	395,805	京都府	452,565	450,331
岩手県	440,301	435,330	大阪府	467,491	472,400
宮城県	513,681	517,700	兵庫県	480,747	484,994
秋田県	427,981	432,965	奈良県	460,707	472,435
山形県	472,650	468,880	和歌山県	420,927	427,870
福島県	450,851	448,737	鳥取県	382,584	389,040
茨城県	503,927	501,050	島根県	453,635	470,520
栃木県	485,406	488,085	岡山県	472,950	463,040
群馬県	486,243	488,310	広島県	467,299	463,300
埼玉県	498,285	495,770	山口県	407,125	400,724
千葉県	489,046	491,000	徳島県	455,596	452,150
東京都	605,261	580,500	香川県	438,343	442,200
神奈川県	550,864	547,045	愛媛県	437,292	443,000
新潟県	476,084	472,310	高知県	409,447	416,740
富山県	467,355	472,190	福岡県	448,846	448,000
石川県	456,239	460,730	佐賀県	412,829	418,530
福井県	445,753	449,440	長崎県	433,057	447,380
山梨県	473,897	472,000	熊本県	361,184	385,400
長野県	490,424	496,400	大分県	408,754	408,650
岐阜県	466,542	468,880	宮崎県	397,518	399,385
静岡県	464,915	469,000	鹿児島県	414,695	418,090
愛知県	496,519	491,100	沖縄県	374,001	372,361

※厚生労働省保険局において集計。
 ※室料差額等を除く。
 ※総件数は408,498件

出産育児一時金に関する議論の状況

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日）（抄）

2. 社会課題の解決に向けた取組

（略）妊娠・出産支援として、不妊症・不育症等支援や妊産婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、**出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める。**

第3回全世代型社会保障構築本部岸田内閣総理大臣発言（令和4年9月7日）（抄）

○ 少子化については、新型コロナの中で、出生数が将来人口推計よりも7年程度早く減少するなど、危機的な状況にあります。このため、**出産育児一時金の大幅な増額を早急に図るとともに、**育児休業期における給付の拡充など、親の働き方に関わらない子どもの年齢に応じた切れ目のない支援強化の在り方について、検討をお願いします。

岸田内閣総理大臣記者会見（令和4年10月28日）（抄）

○ 危機的な少子化の流れの中で、子育て世帯を応援するため、妊娠時から出産・子育てまで、一貫した伴走型相談支援と、10万円相当の経済的支援を組み合わせたパッケージを創設します。**来年4月から出産育児一時金の大幅な増額を行います。**こども食堂やこどもの居場所づくりなど、経済的な困難に直面する子育て世帯への支援も強化します。

第10回全世代型社会保障構築会議（令和4年12月7日）

資料5：全世代型社会保障の構築に向けた各分野における改革の方向性（論点整理）（抄）

3. 医療・介護制度の改革

（2）取り組むべき課題

出産育児一時金の大幅な増額と出産費用の見える化及びその効果検証を実施すべき【再掲】。その際、**出産育児一時金の費用について、負担能力のある後期高齢者も含めて医療保険制度全体で支え合う仕組みを導入すべきである。**

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会 議論の整理（令和4年12月15日）（抄）

（略）出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきである。（略）出産費用の見える化については、医療機関等ごとの出産費用の状況のみならず、その医療機関等の特色やサービスの内容なども併せて公表し、被保険者等である妊婦の方々が適切に医療機関等を選択できるようにすることが適切である。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要

こども・子育て支援の拡充【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。

（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。

出産費用の価格改定に係るアンケート調査の概要

- 分娩取扱施設(病院・診療所・助産所)の出産費用の価格改定については、令和5年4月の出産育児一時金の引上げとの関連について報道等により様々な指摘がなされている一方、質の高い周産期医療を提供するための人材の確保、物価の高騰、分娩件数の減少など、地域における分娩取扱施設を取り巻く環境も変化している。
- こうした状況を踏まえ、出産費用の価格改定の有無やその理由、これまで価格改定を行わなかった期間等について、全国の分娩取扱施設を対象としたアンケート調査を実施した。併せて、出産費用の実績値の変化については、直接支払制度の請求書データを元に把握を行った。

(調査対象) 直接支払制度を利用しており、令和5年7月時点で分娩を取り扱っている分娩取扱施設

(調査手法) 分娩取扱施設に調査票を送付し、回答(オンラインもしくは郵送)を依頼
(令和5年7月24日～8月15日)

(調査項目)

- ① 令和4年4月～令和5年4月の出産費用の価格改定の有無
- ② ①の価格改定の決定時期および理由
- ③ 価格改定の内容の妊婦への情報提供方法・時期
- ④ 令和4年3月以前の価格改定の有無および時期
- ⑤ 今後の価格改定の予定・理由
- ⑥ 自由記載

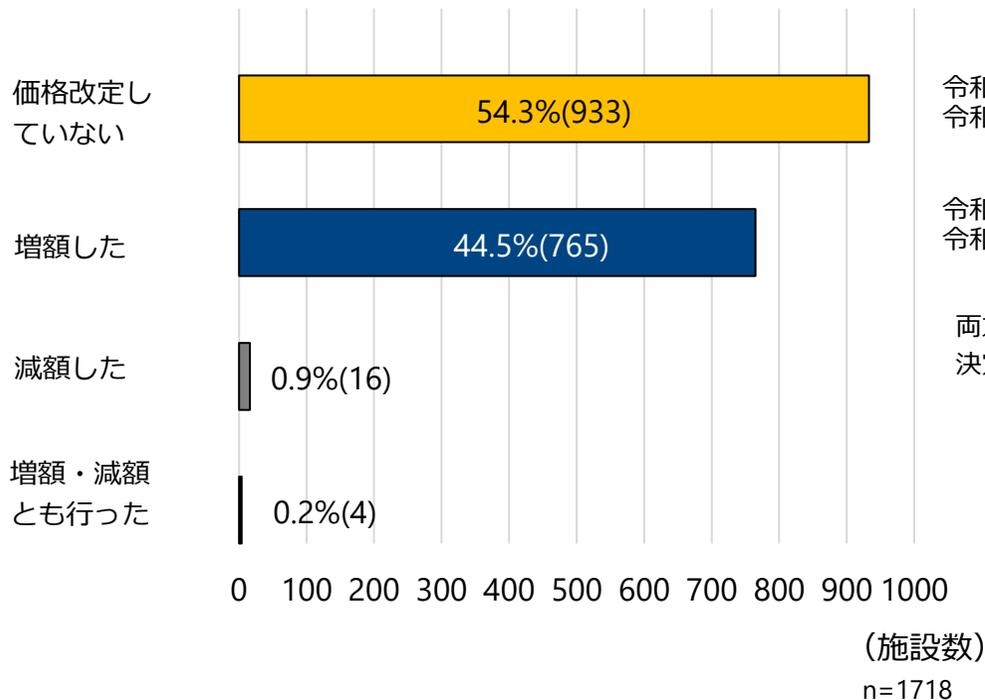
(回収状況)

- ・調査表送付数 2,232件
- ・有効回答数 1,742 (公的病院：418 私的病院：307 診療所：798 助産所：219)
- ・回答率 78%

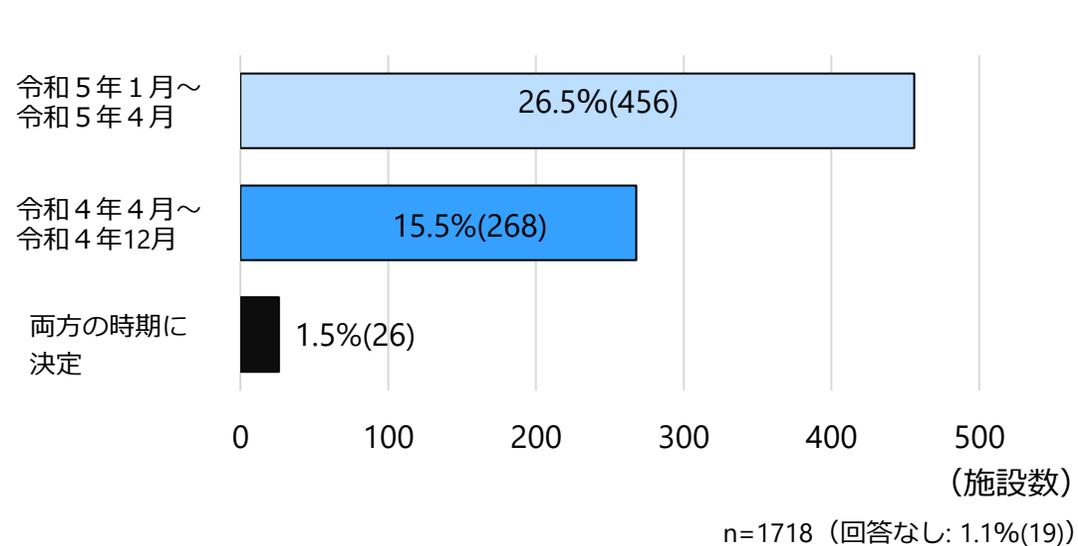
令和4年4月～令和5年4月における出産費用の価格改定の状況

- 令和4年4月～令和5年4月における出産費用の価格改定の状況を見ると、価格改定を行っていない分娩取扱施設の割合が、全体の54.3%と最も多かった。次いで、増額した分娩取扱施設が44.5%であった。
- また、この期間に増額改定した分娩取扱施設について見ると、回答のあった分娩取扱施設の中で26.5%が出産育児一時金の増額が決まった令和5年1月以降に、15.5%が令和4年12月までに、1.5%が両方の時期に価格改定の実施を決定していた。

【令和4年4月～令和5年4月の出産費用の価格改定状況】



【令和4年4月～令和5年4月の期間中の増額を決めた時期】

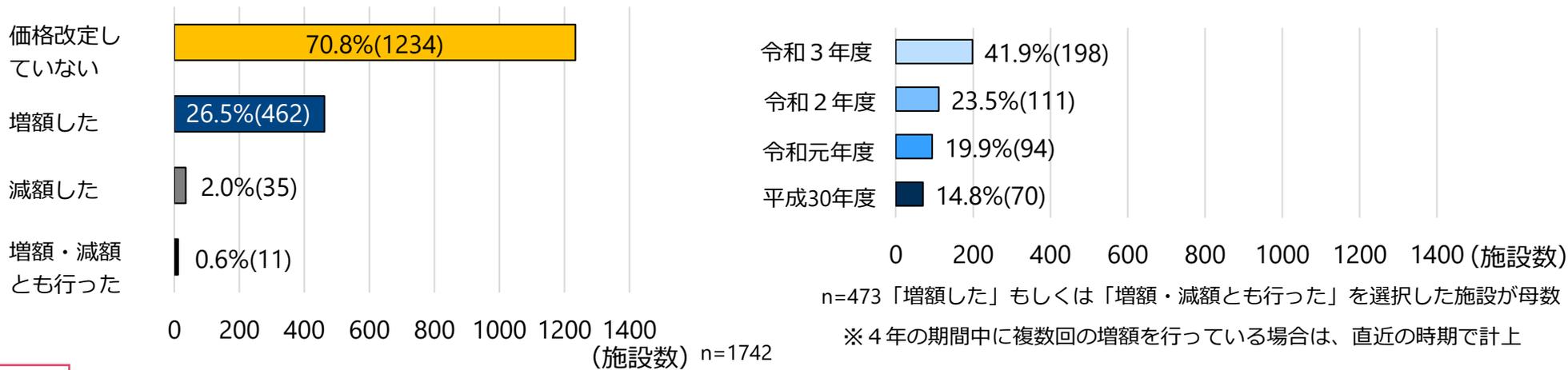


平成30年4月～令和4年3月における出産費用の価格改定の状況

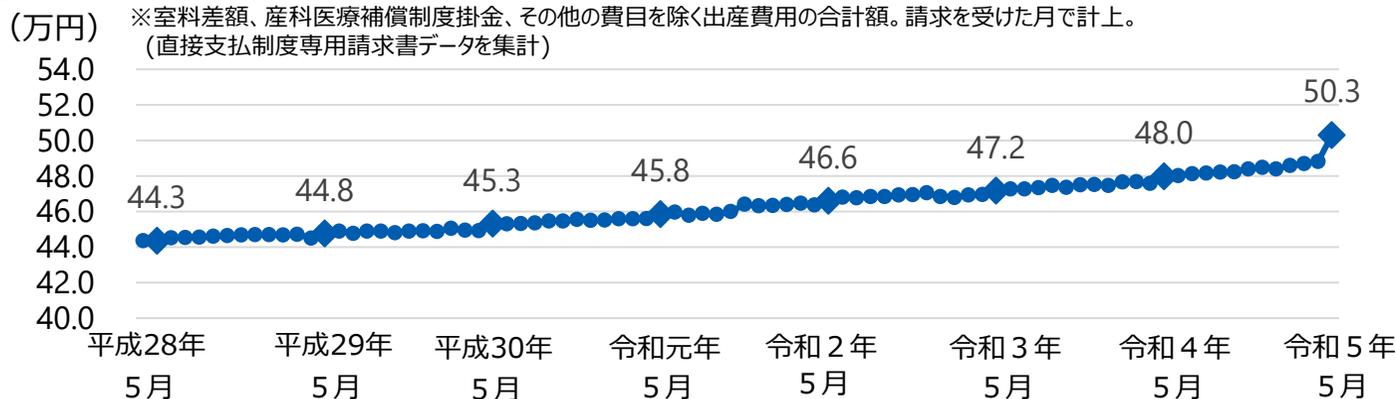
- 平成30年4月～令和4年3月における出産費用の価格改定の状況を見ると、価格改定を行っていない分娩取扱施設の割合が、全体の70.8%と最も多かった。次いで、増額した分娩取扱施設が26.5%であった。
- 直近の増額改定の時期は、令和3年度(41.9%)が最も多かった。

【平成30年4月～令和4年3月の出産費用の価格改定状況】

【平成30年4月～令和4年3月の間での増額時期】

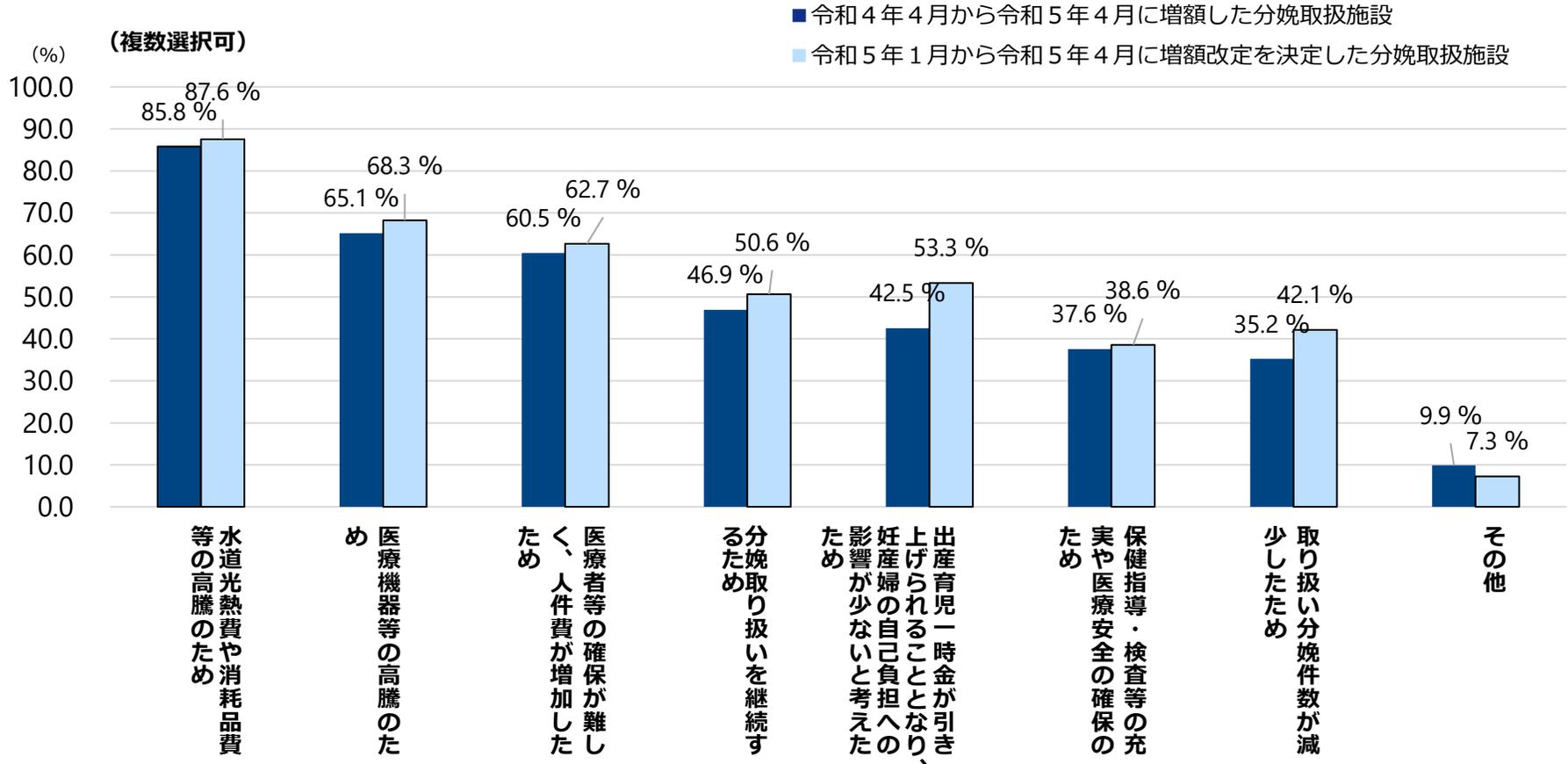


参考 【専用請求書から算出した全施設の出産費用（正常分娩）の推移】



価格改定（増額）の理由

増額改定した理由（複数選択）は、「令和4年4月～令和5年4月の間に増額した施設」、及びそのうちの「令和5年1月から4月に改定を決定した施設」のいずれにおいても、「水道光熱費や消耗品費等の高騰のため」が最も多く、次いで「医療機器等の高騰のため」が多かった。



■ 令和4年4月から令和5年4月に増額した分娩取扱施設 (n=769)

※「増額した」「増額も減額も両方行った」を選択

■ 令和5年1月から令和5年4月に価格改定を決定した分娩取扱施設 (n=482)

※増額改定を行った施設のうち「令和5年1月～令和5年4月」時期に増額改定の決定を行った施設